

○農林省告示第千四十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一つの項の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が定める基準を次のように定め、昭和四十八年六月四日から施行し、昭和四十六年四月十日農林省告示第七百三十九号(植物防疫法施行規則別表の一の項の南アフリカ共和国産のバレンシア種等の生果実に係る農林大臣が定める基準を定める等の件)は、昭和四十八年六月三日限り、廃止する。

農林大臣 櫻内 義雄

一 植物及び地域

(一) バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実であつて、南アフリカ共和国のうち、南アフリカ共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

二 輸送方法

(二) バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウェイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実であつて、スワジランド王国のうち、スワジランド王国農務省が濃密な病害虫防除が行なわれる地区として指定した地区で生産されたものであること。

三 生産地等における検査及び證明

(一) 南アフリカ共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が附着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている南アフリカ共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

四 封印

(一) 生果実のこん包には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

(二) 南アフリカ共和国国内の消毒施設において生果実の中心部が零下〇・六度になった後、引き続き十二日間、その温度で消毒すること。

(三) (一)の消毒は、当該生果実が日本に輸出される港のふ頭地域内にある施設において行なうこと。

六 積込み時の措置

五により消毒された生果実を消毒施設から船又は航空機に積み込むときは、当該生果実が予ニウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。

七 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行なわれた各生果実には輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。